

## 山形県告示 615 号

山形県屋外広告物条例（昭和 49 年 10 月県条例第 59 号）第 17 条の 2 第 1 項の規定により広告景観モデル地区を次のとおり指定し、広告物景観風致維持基準及び広告物景観形成基準は、平成 20 年 7 月 1 日から適用する。

平成 20 年 6 月 27 日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 広告景観モデル地区の名称及び区域

- (1) 名称 美咲町・シンボルロード広告景観モデル地区
- (2) 区域 鶴岡市美咲町の一部の区域

### 2 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本構想

鶴岡市は、広く平野部から鳥海山や月山を見通せる景観特性を有している。

当該モデル地区は、山形自動車道鶴岡インターチェンジと鶴岡市街地を結ぶ鶴岡西部土地区画整理事業区域のシンボルロードの沿道に位置している。

この地区は、鶴岡市街地の陸の玄関口であることから、周辺環境と調和のとれた秩序あるまちなみ景観を創出するため、地区計画を運用し、合わせて屋外広告物の乱立防止の取り決め等からなるまちづくり協定をその区域内権利者により締結、運用し、良好なまちなみ景観の創出を推進している区域である。

本地区区において今後もその景観特性が保全されるように、モデル地区に指定し、周辺環境と調和のとれた魅力あるまちなみ景観を創出できる広告物の掲出を目指すものである。

そのため、ゆとりとやすらぎのある市街地創出を目指し、広告物の大きさ、高さ、色彩、数等について、規制や誘導を行い、良好な景観形成を図るものである。

### 3 良好な景観を形成し、又は風致を維持するための広告物の表示又は掲出物件の設置の方法に関する規制の基準（以下「広告物景観風致維持基準」という。）及び良好な景観を形成するための広告物の表示又は掲出物件の設置の方法に関する誘導の基準（以下「広告物景観形成基準」という。）

種 類	基 準	
	広告物景観風致維持基準	広告物景観形成基準
共通事項	(1) 自己の氏名、店名、屋号若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、居所又は事業所若しくは営業所及び施設に表示するものに限ること。 (2) 自己の住居、店舗又は事務所若しくは営業所及び施設の敷地外に突出しないこと。 (3) 特殊装置広告は、掲出できないこと。 ※特殊装置広告：ネオンサイン、イルミネーション及び電光掲示板等	

種 類		基 準	
		広告物景観風致維持基準	広告物景観形成基準
建 植 広 告	広告板 広告塔	<p>(1) 表示面積が一面 30 平方メートル以下であること(数枚で 1 個の広告となっているものについては、その合計面積とする。)</p> <p>(2) 高さ 15 メートル以下であること。</p> <p>(3) 道路境界から 1 メートル以内かつ高さ 2.5 メートル以内への表示はできないこと。</p> <p>(4) 敷地又は土地が道路に接する 1 辺の長さが 100 メートル以下の場合には沿道に 1 個、100 メートルを超える場合は 50 メートルを超えるごとに 1 辺当たり 1 個追加して表示できること。</p>	<p>(1) 基調となる色は落ち着いた色彩にすること。</p> <p>(2) 白黒を除き 3 色以内(写真を除く。)とすること。</p> <p>(3) 周辺環境と調和<sup>(注)</sup>した色彩にすること。</p>
	1 広告板 (2 に掲げるものを除く。)	<p>(1) 表示面積が一面 30 平方メートル以下であること(数枚で 1 個の広告となっているものについては、その合計面積とする。)</p> <p>(2) 表示面積の合計が 1 壁面につき 60 平方メートル以下であること。</p> <p>(3) 表示面積の合計が当該壁面積の 3 分の 1 以下であること。</p> <p>(4) 垣又は柵を利用する場合は、高さ 1.5 メートル以下かつ表示面積 3 平方メートル以下、1 辺に 1 個とすること。</p>	<p>(1) 基調となる色は落ち着いた色彩にすること。</p> <p>(2) 白黒を除き 3 色以内(写真を除く。)とすること。</p> <p>(3) 壁面と調和した色彩にすること。</p>
壁 面 利 用 広 告	2 広告板 (壁面から突出するもの。)	<p>(1) 表示面積が一面 30 平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 建物の上端を超えないこと。</p>	<p>(1) 基調となる色は落ち着いた色彩にすること。</p> <p>(2) 白黒を除き 3 色以内(写真を除く。)とすること。</p> <p>(3) 壁面と調和した色彩にすること。</p>
	広告板 広告塔	<p>(1) 一面の表示面積が当該建物の最大壁面の 3 分の 1 以下であること。</p> <p>(2) 表示面積の合計が当該建物の壁面積の合計の 3 分の 1 以下であること。</p> <p>(3) 地上から広告物上端までの高さが 25 メートル以下で、建物の高さの 2 分の 1 以下であること。</p> <p>(4) 広告塔又は広告板のどちらか一方とすること。</p> <p>(5) 広告塔は 1 個、広告板は 1 辺に 1 個とすること。</p> <p>(6) 建物の端から突出しないこと。</p>	<p>(1) 基調となる色は落ち着いた色彩にすること。</p> <p>(2) 白黒を除き 3 色以内(写真を除く。)とすること。</p> <p>(3) 壁面と調和した色彩にすること。</p>
屋 上 利 用 広 告	広告板 広告塔	<p>(1) 一面の表示面積が当該建物の最大壁面の 3 分の 1 以下であること。</p> <p>(2) 表示面積の合計が当該建物の壁面積の合計の 3 分の 1 以下であること。</p> <p>(3) 地上から広告物上端までの高さが 25 メートル以下で、建物の高さの 2 分の 1 以下であること。</p> <p>(4) 広告塔又は広告板のどちらか一方とすること。</p> <p>(5) 広告塔は 1 個、広告板は 1 辺に 1 個とすること。</p> <p>(6) 建物の端から突出しないこと。</p>	<p>(1) 基調となる色は落ち着いた色彩にすること。</p> <p>(2) 白黒を除き 3 色以内(写真を除く。)とすること。</p> <p>(3) 壁面と調和した色彩にすること。</p>
共 通 の も の	広告幕 広告旗	幅が 1.5 メートル以下であること。	<p>(1) 破損し、退色した場合は、速やかに除却すること。</p> <p>(2) 掲出期間は、2 箇月以内とすること。</p>

注) 鶴岡市景観計画(平成 20 年 5 月鶴岡市告示第 332 号)のうち、美咲町シンボルロード地区の建築物に係る景観形成基準に定める色彩を基本とする。